



**申込期限を  
3月31日まで延長**

一時的に資金が必要な人が対象  
**緊急小口資金の特例貸付**

花巻市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急に生計維持のための資金を必要とする世帯を対象に、緊急小口資金の特例貸付を行っています。

■**対象** 休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯

■**貸付上限額** 10万円

※次のいずれかに該当する場合は20万円

- ▶世帯に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいる場合▶世帯に要介護者がいる場合▶4人以上の世帯の場合▶小学校などの臨時休業により子どもの世話が必要となった労働者がいる場合一など

■**償還期間** 据置後2年以内(据置期間は1年以内)

■**貸付利子** 無利子

■**保証人** 不要

■**申込期限** 3月31日(木)

■**申し込み方法** 申込書に必要事項を記入の上、▶本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)一の写しを添えて、下記へ持参

【問い合わせ・申し込み】 花巻市社会福祉協議会総合相談室(市役所新館1階☎22-6708)

**申込期限を  
3月31日まで延長**

生活の立て直しが必要な人が対象  
**総合支援資金の特例貸付**



花巻市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日常生活の維持が困難な世帯を対象に、総合支援資金の特例貸付を行っています。

■**対象** 収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■**要件** 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関(花巻市社会福祉協議会)の支援を受けることに同意すること

■**貸付期間** 3カ月以内

■**貸付上限額** ▶単身…月15万円▶2人以上…月20万円

■**償還期間** 据置後10年以内(据置期間は1年以内)

■**貸付利子** 無利子

■**保証人** 不要

■**申込期限** 3月31日(木)

■**申し込み方法** 申込書に必要事項を記入の上、▶本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)一の写しを添えて、下記へ持参

【問い合わせ・申し込み】 花巻市社会福祉協議会総合相談室(市役所新館1階☎22-6708)

新型コロナウイルス感染症対策で市から受けた給付金などの課税の取り扱いについてお知らせします

令和3年中に感染症対策で市から受けた給付金などは、所得税法で定める「新たに取得した経済価値(利益)」に該当するため、課税対象の収入となります。

本市が実施した給付金などのうち、次の表に記載のものは、一時所得(他の一時所得との合計額が50万円を超えない場合は非課税)または事業所得として課税対象の収入となりますので「市民税・県民税申告」や「確定申告」の準備の参考としてください。

申告に使用する支払証明書が必要な人は、下記へお問い合わせください。

※今回紹介していない給付金などで課税・非課税の別が判明した場合は、後日市ホームページでお知らせします

【問い合わせ】 本館秘書政策課(☎41-3503)

※各制度の内容について確認したい場合は、それぞれの担当課にお問い合わせください

◎個人の「一時所得」

給付金などの名称	制度に関する問い合わせ
はなまき子育て応援特別給付金	新館地域福祉課(☎41-3574、41-3575)
修学児童・生徒世帯生活応援支援金	
はなまき暮らしの継続応援支援金	
失業者生活見舞金	本館商工労政課(☎41-3536)

◎事業者の「事業所得」

給付金などの名称	制度に関する問い合わせ
公共交通事業者緊急対策支援金	新館都市政策課(☎41-3554)
学童クラブ等利用自粛保育料返還補助金(学童クラブ・私立幼稚園2歳児)	教育委員会こども課(☎41-3149)
社会福祉施設等感染症対策事業補助金	新館長寿福祉課(☎41-3578) 新館障がい福祉課(☎41-3580)
離職者等正規雇用促進奨励金	本館商工労政課(☎41-3536、41-3539)
雇用安定助成金	
中小企業持続支援事業補助金	
中小企業経営支援事業補助金	
飲食店等経営支援事業補助金	農政課(☎23-1400)
飲食店等緊急経営支援事業補助金	
花巻産牛銘柄確立緊急対策事業補助金(※1)	※1…JAいわて花巻組合員には、同団体より支払証明書を交付 ※2…米の認定方針作成者(JAいわて花巻など)から支払証明書を交付
肉用牛肥育経営安定緊急対策事業補助金(※1)	
花巻米生産緊急支援事業補助金(※2)	
温泉宿泊施設等利用促進事業補助金	本館観光課(☎41-3542)
イベント中止等に伴う準備経費支援金	
観光関連施設事業者事業持続支援金	
宿泊施設感染症対策等整備事業補助金	
貸切バス事業者事業持続支援金	
貸切バス事業者感染症予防対策事業補助金	

**申請期限を  
3月31日まで延長**

「緊急小口資金」「総合支援資金」の特例貸付利用者が対象  
**はなまき暮らしの継続応援事業**



市では、都道府県社会福祉協議会が実施している「緊急小口資金」「総合支援資金」の特例貸付を受けた人の貸付利用相当額の一部を支援しています。

■**対象** 緊急小口資金または総合支援資金の特例貸付を受けた人で、次の要件を全て満たす人

▶貸付決定から本支援金の申請時点まで、本市の住民基本台帳に記載されている人▶令和2年4月以降の収入のうち、前年同月比で20%以上減少した月がひと月以上ある人

■**補助額・上限額** 貸付利用相当額の40%相当額

○緊急小口資金…上限8万円

○総合支援資金…上限24万円

■**申請期限** 3月31日(木)

■**申請方法** 申請書に必要事項を記入の

上、▶岩手県社会福祉協議会が発行する貸付決定通知書▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)一の写しを添えて、持参、郵送のいずれかで下記へ提出

\*申請様式は、「緊急小口資金」「総合支援資金」の申し込み手続き時に配布しているほか、市ホームページに掲載しています



既に貸付利用相当額の20%相当額で支援を受けた人には、拡充分との差額を追加で支給します。該当者には、申請書類を送付していただきますので、忘れずに申請してください

【問い合わせ・申請】 新館地域福祉課(〒025-8601 花城町9-30 ☎41-3574)